

条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月25日
条例の題名	特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会条例	公 布 日	平成19年7月4日
条例番号	平成19年三重県条例第38号	直近改正日	平成24年3月27日
所管部局課	環境生活部環境生活総務課	電 話 番 号	059-224-2483
条例の概要	特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法第2条第1項に規定する特定産業廃棄物に関する事案等について調査検討するため、同法に基づき知事の附属機関として、特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会を設置する。	条例の 類型	その他
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	産廃特措法の財政支援を受けるため、四日市市大矢知・平津事案及び桑名市源十郎新田事案を調査検討中である。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	産廃特措法による財政支援を受け、産業廃棄物の不適正処理事案における生活環境保全上の支障の除去等を実施していく必要がある。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	産廃特措法の財政支援を受けるため、四日市市大矢知・平津事案及び桑名市源十郎新田事案を調査検討中である。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関を設置するには法律又は条例で定めることが必要である。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	'緊急課題解決プロジェクト10 地域を守る産業廃棄物の不適正処理是正プロジェクト'において国の支援を受け行政代執行を実施することとされており、そのためには、第三者である学識経験者による検証が必要である。
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	該当なし	

その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。		該当なし			
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。		はい			
点検・見直し結果	改正・廃止の必要はない	理	由	特記事項	見直しに関する規定の有無	
		特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する法律第4条第1項に規定する実施計画を提出するためには、同法第3条第1項の規定による基本方針(平成15年環境省告示第104号)に基づき、第三者である学識経験者による検証が必要であるため。		平成24年度の実施計画提出にむけて、四日市市大矢知・平津事業[第二次検証]及び桑名市源十郎新田事業を調査検討中である。	無	有効期限に関する規定の有無
					無	無